

神奈川県農業人材力強化総合支援事業研修機関等認定要領

第1 趣旨

この要領は、神奈川県農業人材力強化総合支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）の第6の1の（2）のア及び2の（2）のアに基づく、農業次世代人材投資資金準備型及び就職氷河期事業の交付対象者が研修を受ける研修先について、知事が認める研修機関等を認定するに当たり必要な事項を定める。

第2 認定研修機関等

就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等は、次のとおりとする。

- 1 神奈川県立かながわ農業アカデミー
- 2 農業研修を実施している知事が認める実施機関等

第3 認定基準

研修機関等は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- 1 研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること。
- 2 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること。

（1）研修実施体制

- ア 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、イの研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。）。
- イ 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること。
- ウ 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）。

（2）研修期間

概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えること）を確保すること。

（3）研修内容

就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定していること。

- ア 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修
- イ 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修
- ウ 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農

業経営に関する研修

- 3 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること。
- 4 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること。
- 5 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）及び新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和 2 年 1 月 30 日付け元経営第 2478 号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること。
 - （1）研修状況報告等の提出物に関する指導や研修実施状況の確認
 - （2）準備型の交付を受けた者が、研修終了後 1 年以内に原則 50 歳未満で独立・自営就農、雇用就農、又は親元就農できなかった場合に行う返還事務等
- 6 その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、交付対象者を育成する研修機関として適切であること。

第 4 研修機関等の認定

農業次世代人材投資資金準備型及び就職氷河期事業の交付対象者の研修先として、知事の認定を希望する研修機関は、研修機関等申請書（別紙様式第 1 号。以下「申請書」という。）を作成し、次の手続により申請し、知事が認定するものとする。

- 1 研修機関等は申請書を作成し、別途定める期日までに農業振興課に提出する。
- 2 知事は、別に定める研修計画承認委員会を開催し、前項の規定による申請者が、第 3 に定める要件を全て満たしているかを審査し、要件を満たす場合は、本事業に係る研修機関等として認定する。
- 3 前項の規定による審査については、神奈川県農業人材力強化総合支援事業研修計画承認委員会要領により行うものとする。
- 4 知事は、申請者に対して認定結果を別紙様式 3 号により通知するとともに研修機関等認定書（別紙様式第 4 号）を交付する。なお、認定しない場合には、その旨を別紙様式 5 号により通知するものとする。
- 5 審査の結果、研修実態が明らかな場合は、認定日は当該年度内に限って遡り認定することができるものとする。
- 6 認定の有効期間は、認定年度を含めて 3 年間とする。

第 5 認定内容の変更

研修機関等は、認定を受けた研修内容等を変更又は廃止する場合は、知事に申請しなければならない。ただし、研修計画の変更を要しない研修内容の追加や月毎の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合を除く。

- 2 前項の手続きは第 4 を準用する。

第 6 研修機関等の取り消し

知事は、研修機関等が次の事項に該当したときは、事業の遂行に支障がないこ

とを確認した上で、研修機関等の認定を取り消すことができる。

- 1 第3の認定基準を満たさなくなったとき。
- 2 研修機関等が知事に辞退届（別紙様式第2号）を提出したとき。
- 3 研修機関等として相応しくない行為があったとき。
- 4 虚偽の申請があったとき。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月18日から施行する。

この要領は、令和2年3月16日から施行する。

この要領は、令和3年4月8日から施行する。